

令和 7 年 10 月 1 日

お客さま 各位

石動信用金庫

令和 6 年能登半島地震被災者に対する「無担保住宅ローン」及び「リフォームローン」の融資金利優遇対応の期間延長について

令和 6 年能登半島地震により被害に受けられた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。1 日も早い復旧を心よりお祈りいたします。

さて、石動信用金庫(理事長 広岡 隆)では、地震により住宅の取得や修繕を余儀なくされた方を対象に、下記のとおり融資金利優遇の取扱期間を延長いたしますのでお知らせいたします。

お申込みは、最寄りの営業店で受付しております。

記

1. 優遇対象とする商品

- (1) 無担保住宅ローン
- (2) リフォームローン

2. 優遇内容

基準金利から一律に 0.20%を優遇

(1) 無担保住宅ローン	基準金利 1.90%	適用金利 1.70%
無担保住宅ローン(プライム)	基準金利 1.80%	適用金利 1.60%
(2) リフォームローン	基準金利 1.95%	適用金利 1.75%
リフォームローン・エコ	基準金利 1.75%	適用金利 1.55%
リフォームローン(プライム)	基準金利 1.81%	適用金利 1.61%

3. 商品概要

	無担保住宅ローン	リフォームローン
ご利用いただける方	・ 令和 6 年能登半島地震により被害を受けられた方 ・ 満 20 歳以上で安定継続した収入がある方 ・ 当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方 ・ (一社)しんきん保証基金の保証を得られる方	
お使いみち	申込人が所有し、申込人またはご家族の方が居住することを目的とした自宅に関する次のいずれかの資金 ・ 自宅の購入、新築、リフォーム(増改築・修繕)資金、購入に伴う諸費用、リフォーム資金の借換、住宅ローンの借換	申込人が所有し、申込人またはご家族の方が居住することを目的とした自宅に関する次のいずれかの資金 ・ リフォーム(増改築・修繕)資金、他金融機関からのリフォーム関連ローンの借換
ご融資金額	2,000 万円以内	1,000 万円以内
ご融資期間	3 カ月以上 20 年以内	3 カ月以上 15 年以内
ご融資利率	上記 2. 優遇内容(1)及び(2)を参照(固定金利)	
ご用意いただく書類	被災状況が分かる現場写真、本人確認書類、資金使途確認書類、年収確認書類、対象となる自宅の不動産登記簿謄本	
担保・保証人	(一社)しんきん保証基金が保証しますので担保・保証人は不要です	
その他	ご融資金は、原則としてお支払先等へお振込みさせていただきます	

以上

4. 取扱期間

変更前：令和 7 年 1 月 6 日(月)～令和 7 年 9 月 30 日(火)

変更後：令和 7 年 10 月 1 日(水)～令和 8 年 9 月 30 日(水)

[本件に関するお問い合わせ先]

石動信用金庫 業務部業務課 0766-67-1022